

ほらそ

vol. **17** 2011.8.1

夏
Summer



インタビュー
俳優・弁護士

**本村
健太郎**さん

暮らしの中に、ドラマの制作現場に。
弁護士がもっと活躍する場を! — 2

スタッフ弁護士からのメッセージ — 8

データで見る法テラス — 9

法テラスの日 イベント報告 — 10

連載コラム — 11

特集

東日本大震災

法テラスの被災者支援活動 — 4



暮らしの中に、ドラマの制作現場に。 弁護士がもっと活躍する場を！

撮影終了後、監督に正直に言ったら、めっちゃめっちゃ怒られましたけど。

**役者にならなければ
弁護士に
なれなかったかも!?**

●佐々木 役者になりた
いと思っていたのに、司法
試験を受けたのはなぜで
すか。

●本村 デビュー作の監
督に「役者として食って
いきたい」と相談したら、
「キミが思っているほど芸
能界は甘くない。東大の
法学部なんだから、司法
試験を受けなさい。もし
受かったら、役者として
面倒見てやろう」と言わ
れたので頑張った、とい

のが本当の話なんです。

●佐々木 これまでの役者経験が、法廷で役
に立ったことはありますか。

●本村 弁護士として法廷に立つと、まず傍
聴席を見ます。舞台に立った役者さんみたい
にね。そして、傍聴人にきちんと聞こえるよ
う、大きな声で分かりやすく話します。昔は、
弁護人や検事が何を言っているのか聞こえな
いことが多かった。裁判が公開されているの
に、それではいけないと前から思っていま

高校時代から熱中した 演劇活動

●佐々木 本村さんは東大法学部在学中から
俳優をされていたそうですね。

●本村 入学後、サークル活動として学生劇
団に入りました。もともと高校3年間演劇部
に所属していて、演劇の甲子園と言われる全
国高等学校演劇大会でもベスト4に入っ
たんですよ。その時の演目が、アメリカの陪審員
制を題材にした「12人の怒れる男」。今でいう

裁判員裁判でしょうか。

●佐々木 プロデビューのきっかけは？

●本村 大学1年の時に受けたテレビドラマ
「イッキ〜イッキ〜東大へ」のオーディション
です。内容は東大受験ではなく、高校受験の
話なので、中学生の役(笑)。

●佐々木 大学生が中学生の役を？

●本村 年齢制限(13〜15歳)があつたので、
ちよつとサバを読んで。童顔だから中学生に
見えるし、演技もうまいということ合格。

≫インタビュー

村 健太郎 さん

俳優・
弁護士

したから。芝居がかった話し方なので、裁判官からはヘンな弁護士だと思われていたかもしれない(笑)。

●佐々木 裁判員裁判時代の先取りですね。弁護士としての仕事で印象に残っているのは？

●本村 刑事事件を多く手がけてきましたが、無罪を取れそうだと思ったのに取れなかった事件は、今でも結構悔しい。

●佐々木 知名度が上がった今、無罪を勝ち取ったらニュースになりますね。

●本村 本村もちゃんと弁護士をやっていたんだと、そういう意味でも「あつ」と言わせたいですね。あと、弁護士としてドラマの法律監修をすることもあります。法律関係者が見たら明らかに間違っているものも結構ありますから。

●佐々木 ドラマのシーンに法テラスが出てくるといいですね。「法テラスから打診がきましたけど」とか。

●本村 弁護士事務所で、事務員さんが弁護士に声をかけるシーン。そういううちちょっとした台詞でもいいんだよね。たまに「法務省から電話です」なんて言ってる。

●佐々木 国選弁護の手続きで、法務省から電話がくるのはおかしいですよ。ところで、「行列のできる法律相談所(以下、行列)」に出演されていかがですか。

●本村 バラエティは、役者とは勝手が違うので、戸惑ったりすることも多い。司会の島田紳助さんに本番中、山崎邦正に似てると言

われ、リアクションできなくてもじもじしてると、「カラーぐらい、言えや」と。まあ、弁護士としてそれでいいのかという批判を常に受けているやつてますけど。

●佐々木 私が、あの番組をいいと思うのは、4人の弁護士の意見が違い、法律の判断には幅があることを伝えているところ。ところで、誰がどう答えるか、あらかじめ割り振られているのですか。

●本村 いいえ。同じ答えだと番組としてはつまらないので、事前に「このケースはどうですか」と弁護士4人に打診があり、意見の分かれる相談だけを取り上げます。ですから答えはあくまで自分の意見です。

「その先」へつながる 法テラスならではの相談窓口

●佐々木 本村さんには、法テラスのコールセンターの立ち上げ当初、お手伝いをしていただいていた。

●本村 平成18年10月に法テラスのコールセンターがスタート。その前のテスト期間から手伝っていたので、結局1年ぐらいいいたのかな。

●佐々木 そのコールセンターが、今度仙台へ移りました。

●本村 えっ、東京じゃなくなったの？

●佐々木 そうなんです。4月1日の本格スタート目前に東日本大震災がありました。何とか稼働させることができました。仙台は自主運営です。

●本村 ボクがいた頃は外部委託。対応がちょっと硬いと思うことも。

●佐々木 最初は不慣れなこともあったようですが、次第にスキルアップしました。けれども、外部委託だとノウハウや人材が蓄積されないのが、自前で持とうと。今では当時よりもコール数も増え、特に本村さんが行列で紹介してくださると、数字がバンと跳ね上がります。

●本村 債務整理したいけれど、どこに相談すれば分からない人は「法テラス」へ電話してくださいと、コールセンターの電話番号も告知しています。

●佐々木 ありがとうございます。番組で言っていただと効果絶大です。

●本村 PRは大事ですよ。法律相談の窓口は他にもあるけれど、法テラスなら、その先へ一歩踏み込める。

●佐々木 はい。弁護士を頼みたいけれど、お金が心配というときも法テラスなら民事法律扶助があります。

●本村 行列はバラエティ番組なので、真面目すぎることを言うとカットされる。スタジオ観覧に来ていただければ、ボクがいかにまっとうな意見を言っているか分かってもらえると思います。インターネットでも応募できるので、ぜひ遊びに来てください。

●佐々木 本村さんにはイベントでもお世話になっていますが、これからよろしくお願ひします。本日は、お忙しい中ありがとうございます。



本村健太郎 もとむら・けんたろう

1966年、佐賀県生まれ。東京大学法学部卒業。在学中にテレビドラマのオーディションに合格し、俳優としてデビューする。90年司法試験合格、翌年大学卒業。現在、数多くのテレビドラマに出演すると同時に、弁護士としてドラマの法律監修をするなど、俳優と弁護士という二足の草鞋で活躍中。2007年より日本テレビ系「行列のできる法律相談所」にレギュラー出演。

【聞き手】法テラス 第一事業部 部長 佐々木 文

●インタビューを終えて/本村さんとは、司法修習の同期です。こんな形でインタビューするとは、当時(20年前!)は思いもよらなかった。時が流れるのは早い...

本

特集

東日本大震災

法テラスの被災者支援活動

3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心に未曾有の被害をもたらしました。警察庁の発表によれば6月末現在で死者・行方不明者約2万3,000人、避難者約10万人と報告されています。こうした状況の中、法テラスは震災発生後から「災害対策本部」を立ち上げ、現在に至るまで電話相談を中心として支援活動を展開しています。今回は、これまでに受け付けた電話相談の内容から、被災者の方々の置かれている現状と法テラスの今後の支援活動についてご報告します。

大震災の現状

1万2,000件を超す電話相談

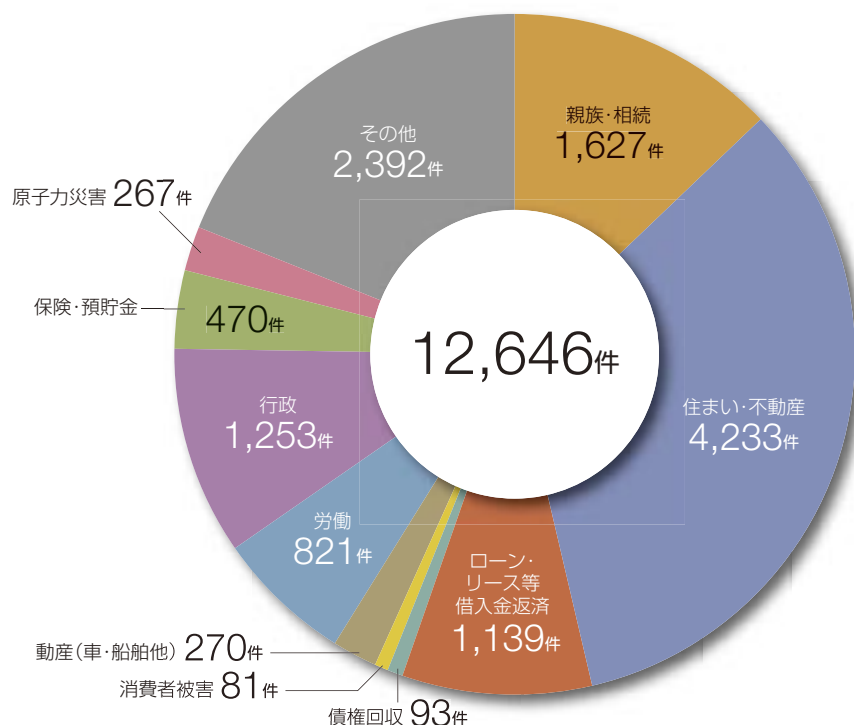
法テラスはサポートダイヤルで、被災者の方々からの法的問題に関するお問い合わせを受け付けているほか、日本弁護士連合会、東京弁護士会等の関係機関と連携し、3月23日に「東日本大震災電話相談」を開設。その後、「東日本大震災仙台電話相談」、さらに「東日本大震災被災者・避難者支援司法書士無料電話相談」、「東日本大震災岩手電話相談」を開設しました。現在も、被災者の方々からの相談は続い

ていますが、6月30日までに1万2,000件を超す相談が寄せられており(図1参照)、相談内容としては「住まい・不動産」と「親族・相続」に関するものが5割近くを占めています。

日を追って変わる相談内容

「東日本大震災電話相談」開設当初は、関係や不動産に関する内容が大半を占めていましたが、日を追うに従い相談内容に明らかに変化が見えてきました(図2参照)。第一は、窓口開設当初は少なかった「親族・相続」に関する相談件数が増え続けていること。そして第二は、当初まったく無かった原子力

図1 東日本大震災の被災者等から寄せられた相談件数(電話相談)



※上記相談件数は、サポートダイヤル(3/14～6/30)、東日本大震災電話相談(3/23～6/30)、東日本大震災仙台電話相談(4/11～6/30)、東日本大震災被災者・避難者支援司法書士無料電話相談(4/18～6/30)、及び東日本大震災岩手電話相談(5/23～6/30)ののべ件数(相談者1人につき、複数案件相談したものもカウント)を合計したものです。

■被災者の声（電話相談に寄せられた声から）

親族・相続

- 震災で親権を持っていた姉が亡くなった。DVが原因で離婚した元夫（義兄）に親権を渡したくない。
- 震災により母が死亡。相続が発生するが震災の影響で除籍謄本等の書類が取れない。どうすればよい？
- 震災で娘の夫が死亡。夫名義で預けていた銀行預金が引き出せず困っている。

不動産

- 地震で墓石が倒れ隣の墓石を壊してしまった。その墓の所有者から損害賠償について話したいと言われている。
- 今回の地震で賃貸マンションの壁などに亀裂が入った。大家さんに修理は依頼できるか？
- 家を貸しているが借り主が引っ越しすることになった。不動産会社は地震が原因なので敷金は全額返済するように言っているが、納得できない。
- 震災で被後見人の家が半壊。危険なので撤去して欲しいと言われているが、本人は昨年亡くなっているのどうすべきか？
- 被災者に空き家を貸したいが、善意とはいえ後で出て行かないと困る。どのように手続きすればよいか。

ローン・リース等借入金返済

- 地震で家が無くなり、会社も立ち行かなくなっている。ローンだけが残り、自己破産したい。

労働

- 会社から被災した従業員にお金を貸したいと考えている。法律上注意することを知りたい。
- 社員にボランティアに行くよう業務命令が出ている、違法ではないか。
- 震災後会社の業績が悪化し2カ月間賃金未払い。どこに相談すればよいか？

原子力災害

- 放射能漏れのため車を取りに行くことができない。車のローンは払う必要があるか？

被災者以外からの問い合わせ

電話相談は被災者の方々からだけではありません。自治体関係者等からも、例えば次の様

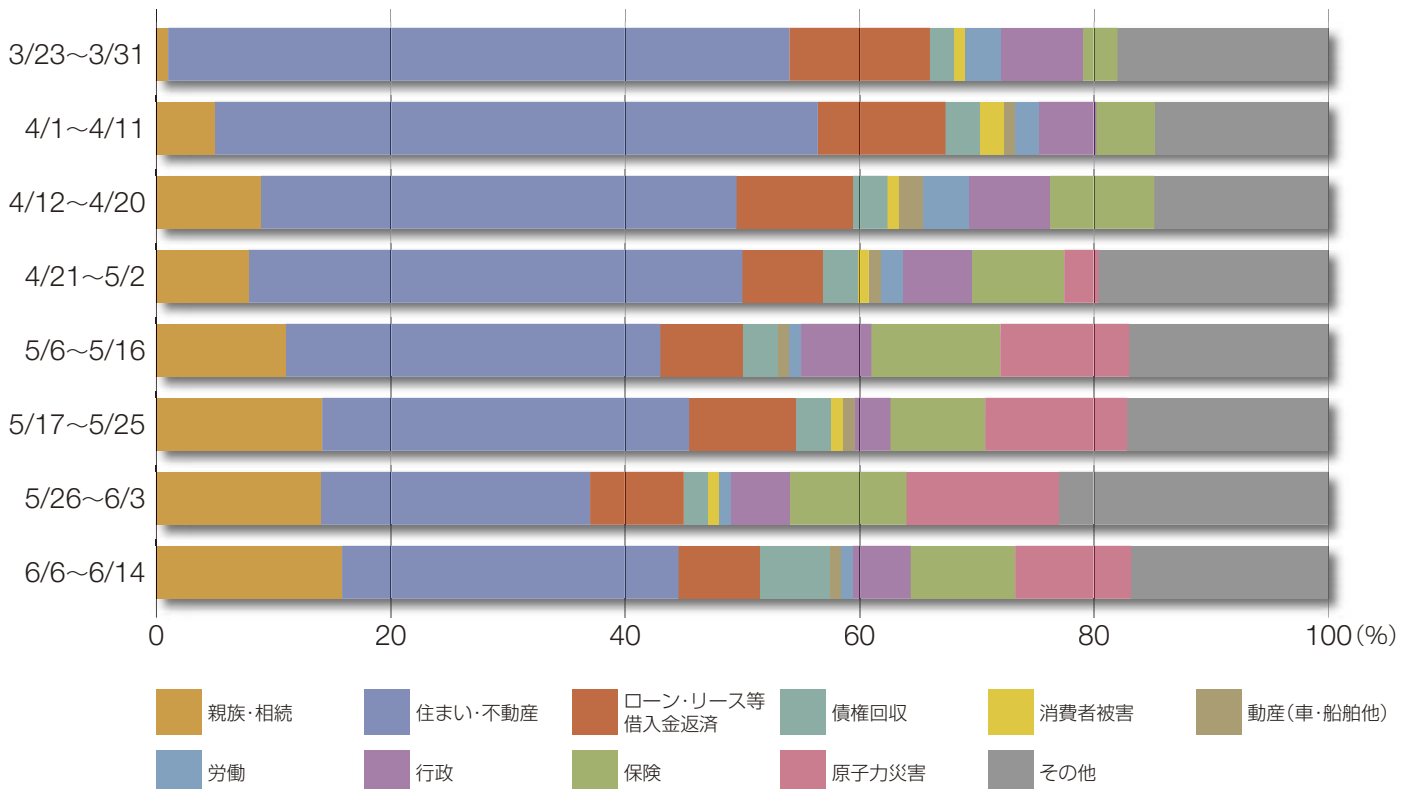
災害に関する相談が、東京電力福島第1原発の事故を受け、4月後半から顕在化したことです。また、「通販で放射能測定器を購入したが、商品が届かないまま業者と連絡がとれなくなった」という、震災に乗じた詐欺に関する相談も寄せられています。



被災地で開催された無料相談には、多くの被災者の方が相談に来られました

な相談が寄せられています。「会社を経営している被災者から、無料の弁護士相談先はないかと聞かれている。どこに相談すればよいのか？」「福島から避難されている方から住宅ローンについて相談を受けている。相談先を教えて欲しい」「消費生活相談員だが、震災で自宅のブロックが他家の塀を壊した場合、損害を補償しなければならぬかと相談された。法制度を紹介して欲しい」「東北地方へ出張を命じられる可能性がある。福島原発の放射能被爆が不安なので近づきたくない。出張を断つても問題ないか」。被災者の方々のみならず、被災者の方々をサポートする関係者も、このようなかたちで電話相談を利用しています。法テラスへの電話相談からも、大震災の及ぼした影響の大きさをうかがい知ることができます。

図2 東日本大震災電話相談 相談内容の変化(7営業日ごと)



法テラスの被災者支援活動

法テラスの対応

法テラスが果たすべきこと

被災者の方々は、震災当初の緊急避難的な状況から、生活再建に向けた行動を開始しつつあります。これは、電話相談の内容が日を追うごとに変化してきていることから分かれます。これからは、住居や仕事の確保、土地財産の権利関係の確認等具体的な問題が顕在化してくると思われます。法的な解決が必要なケースについては、やはり弁護士などの法律の専門家による支援が重要となります。こうしたことから、法テラスはより強固なサポート体制を取るために、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会との間において、被災者に対する法的支援に関し連携を取るための基本合意を締結しました。



日弁連との共同記者会見



日司連との共同記者会見

巡回法律相談

法テラスは各地の弁護士会と連携し、震災後、東北3県や茨城県内の避難所である市役所や町役場等で、「巡回法律相談」を継続的に開催しています。これらの「巡回法律相談」では、民事法律扶助制度を活用し、無料で法律相談を受けることができます。具体的な開催場所、日時については法テラスのホームページで紹介しています。

積極的に利用して欲しい電話相談

前述のとおり、法テラスでは東日本大震災に特化した専用電話相談窓口を開設しており、法的なトラブルに遭遇し、不安を抱えている方には、まずお電話をいただきました。現在、法テラスでは、法テラス・サポートダイヤルの電話番号を印刷したカードを、市役所など被災地の地方自治体の窓口や避難所に置くなど、法テラスの存在を被災者の方々にアピールするための活動を行っています。



法テラス・サポートダイヤルを印刷した名刺大のカード

東日本大震災電話相談

法テラス・サポートダイヤル **0570-078374**

法テラスでは、「東日本大震災」関連の相談を受け付けています。また、以下の専用電話相談も設置していますのでご活用ください。

東日本大震災電話相談

0120-366-556

東日本大震災の被災者に対し、生活再建の一助となるべく支援を行うものとして、東京の弁護士会館に設置した電話にて弁護士による被災者を対象とした無料の電話相談です。

- 受付時間：平日のみ 午前10時～午後3時
- 主催：日本司法支援センター（法テラス）、日本弁護士連合会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会

東日本大震災仙台電話相談

0120-216-151

被災した宮城県民に対する法的な支援を目的とした無料の電話相談です。

- 受付時間：平日のみ 午前10時～午後7時
- 主催：日本司法支援センター（法テラス）、仙台弁護士会、日本弁護士連合会

東日本大震災岩手電話相談

0120-755-745

東日本大震災により被災された方のための、緊急の相談に対応することを目的とした無料の電話相談です。

- 受付時間：月曜日から土曜日 午後1時～午後4時
- 主催：日本司法支援センター（法テラス）、岩手弁護士会

東日本大震災関連FAQ

法テラスでは、これまでの電話相談の内容から、よくある質問と答えをまとめ、お問い合わせに対応しています。ここではそのいくつかをご紹介しますが、今後ホームページで順次公開する予定です。ぜひご活用ください。

回答

補償は難しいでしょう。

説明

会社に車を駐車する場合はさまざまなケースがあります。例えば、取引先に商談に車で行き、取引先の会社の駐車場に駐車する場合や、自家用車で会社へ通勤する場合などがあるでしょう。もっとも、通常は、会社が無償で駐車スペースを提供しているにすぎないので、会社が、車に対して、いわゆる善管注意義務(車を安全に保護すべき善良なる注意者としての注意義務)を負っているとは通常考えられません。ましてや今回の大震災においては、仮に善管注意義務があるとしてもその違反が認められないものと解されますので、補償(賠償)請求が認められる可能性は低いと思われます。

質問

津波で会社に駐車していた車が流されましたが、会社に補償してもらえますか。

回答

原子力損害の賠償に関する法律(原賠法)は、「損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責めに任じない」(同法4条3項)と規定し、原子力事業者以外の賠償の責任を負わせないことにしています。従って、福島原発事故の場合、東京電力に賠償請求をすることはできても、発電所を作ったメーカーの責任を追及することはできません。

説明

このような原則を「責任集中の原則」といい、被害者は容易に賠償責任の相手方を知り得、賠償を確保することができるようになります。また、原子力事業者が機器等を提供している関連事業者を被害者の賠償請求との関係において免責することにより、関連事業者は安定的に資材を供給することが可能になり、原子力事業の健全な発達に資することにもなると説明されています。

原賠法は、民法の特則として規定されていますので、原子力損害については民法・製造物責任法による損害賠償責任を追及することはできないと解されています。

質問

原発を作ったメーカーの責任はないのですか。民法や製造物責任法による損害賠償請求はできませんか。

質問

震災により会社の資金繰りが悪化したことを理由に、解雇されそうなのですが、これは仕方がないのでしょうか。

回答

大震災を理由とする安易な解雇は認められません。

説明

資金繰り悪化という経営上の理由による解雇は、「整理解雇」と呼ばれます。整理解雇は、次の4つの要件を充たさない限り、違法無効とされています。①経営上、人員削減の必要性があること、②人員削減について、解雇という手段を選択する必要性(解雇を回避する努力を尽くしていること)、③人員削減について、労働者・労働組合と十分な協議を行っていること、④被解雇対象者の人選の合理性です。

関連ニュース

相続放棄等の熟慮期間を延長する特例法が成立しました。

相続放棄は、相続が開始したことを知ってから、3カ月以内に家庭裁判所へ申述する必要があります。しかし、今回の東日本大震災による生活の混乱などから、手続きができない方が多数いらっしゃる事が予想されます。

そのため、東日本大震災の被災者であって、平成22年12月11日以降に自己のために相続の開始があったことを知った相続人について、相続の承認または放棄すべき期間(熟慮期間)を平成23年11月30日まで延長する法律が成立しました。

対象となる「東日本大震災の被災者」など詳しい内容は、法務省のホームページをご覧ください。(URL:http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00092.html)



スタッフ弁護士からの メッセージ

10

法テラス多摩法律事務所 山本明日香

現在、全国各地の法テラスでは、約210名の弁護士がスタッフ弁護士（常勤弁護士）として活躍しています。今回は、法テラス多摩法律事務所の山本明日香弁護士のメッセージを紹介します。

■5人体制のスタッフ弁護士

文化、商業施設、自然、歴史と多面的な魅力を持つ地域・多摩に赴任して、1年半が経ちました。

多摩は、東京都の23区と島嶼部を除いた全ての地域で、東西に幅広いのが特徴です。法テラス多摩法律事務所は、多摩地域の主要ターミナルの1つである立川駅に置かれています。事務所のすぐ側を多摩モノレールが通り、少し歩くと四季折々の表情を見せてくれる昭和記念公園や南極昭和基地の展示等がある国立極地研究所があります。平成21年4月には、裁判所立川支部の新庁舎が完成しました。古くは立川飛行場があった場所です。明るく綺麗で気持ちの良い新庁舎に、時には歴史に思いを馳せながら日々通っています。

スタッフ弁護士は私も含め5人体制で、日々、事務所に舞い込んでくる新（時には珍？）事件に試行錯誤しながら、全力で業務に取り組んでいます。隣のフロアには、法テラス多摩の地方事務所が併設されており、同じ法テラスの一員として、協力しながら働いています。

多摩地域の方は、懐が広く親切で、考え方が



前段左から、事務所の吉成さん、花上さん、久米さん、山本さん、蓮見さん。後段左から、楠弁護士、高崎弁護士、関口弁護士、香取弁護士、山本弁護士（筆者）

柔軟、という印象があります。雄大な自然を残しつつも、発展が目覚ましく絶えず知的刺激を受けているという地域性も影響しているのではないのでしょうか。私はこんな多摩が大好きです。

■関係機関との連係が強み

法テラス多摩は、関係機関と協力して進めていく事件が比較的多いです。例えば、地域包括支援センターと社会福祉協議会から持ち込まれた事件の中に、こういうものがありました。

高齢者のご兄弟で、お兄さんは植物状態で長

期間入院中、妹さんは聴覚障がいをお持ちでした。二人とも借金を沢山抱え、お兄さんの入院費も滞納しています。このままでは、病院を追い出されるかも知れない、そういう状況でした。関係機関の方が本当にいろいろ動いて下さって、お兄さんの方は引き続き病院にいられることになり、妹さんの方は、自己破産をすることで、新しい人生のスタートを切ることができるようになりました。

まだまだ自分一人で法的トラブルを背負い込んでしまっている方が多いと思います。法律を誤解したまま一人で悩んでいる場合もありますし、人に相談すれば気持ちの整理がつくこともあります。「法律」や「裁判」というと何か難しく、避けたいもののように感じるかもしれませんが、まずは「悩みを気軽に相談しに行く」だけだと考えて、どうか解決への一歩を踏み出していただければと思います。

末筆ながら、東日本大震災により被災された皆様には、心よりお見舞いを申し上げます。多摩の一弁護士として、被災者の方々の一日も早い生活再建に向けて、尽力し続けていきたいと思っています。

もっと気軽に利用してほしい法テラス
悩みはひとりで抱えずご相談を！

データで見る法テラス

10

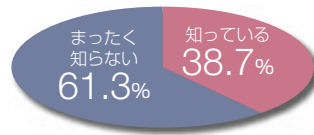
第4回

法テラスの
「業務」認知度と利用意向

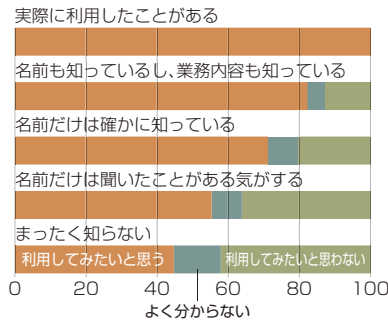
「業務」認知度と利用意向の関係

「法テラスを知っている」という方の内訳を見ると、「業務」認知度が深まれば深まるほど、「法テラスを利用してみたい」と利用意向を示す方の割合が高くなる傾向にあることが分かります。

認知度状況



利用意向

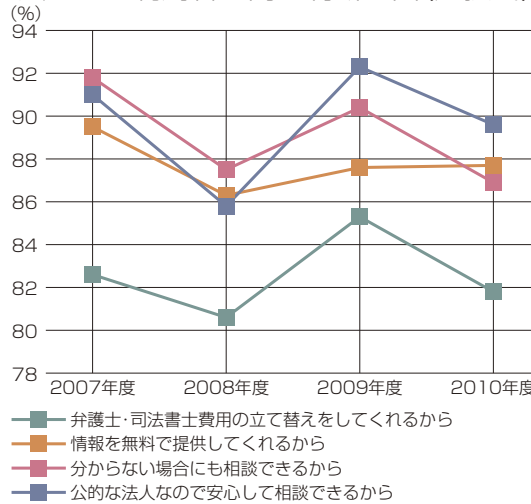


利用意向者の判断理由

「利用してみたい」と回答した方の判断理由（選択回答式）を見ると、今回の調査では「公的な法人で安心できるから」が最も多くなっています。しかし、「弁護士・司法書士費用の立て替えをしてくれるから」という理由を挙げている方は過去の調査を通して最も少なくなっています。

法テラスでは、毎年全国の成人男女1,100名を対象とした「認知度調査」を行っています。2011年1月に4回目となる調査を実施しました。その結果、「法テラスを知っている」という方の割合（認知度）は、前回の調査より14ポイント上昇し、38.7%となりました。また、この調査では「法テラスを利用してみたいと思いますか？」と利用意向についても尋ねたところ、全体の52.5%の方が「利用してみたい」と回答されました。

法テラス利用者意向の判断理由（選択式）



弁護士・司法書士費用の立て替えとは？

弁護士・司法書士の費用を立て替えるという法テラスの業務について、その詳しい内容を知らないという方はまだ多いようです。

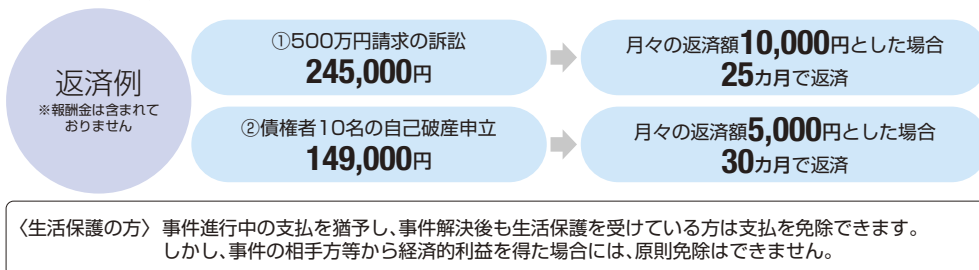
そこで、ここでは、実際に法テラスを利用して弁護士・司法書士に依頼した場合、「立て替え費用はいくらなのか」「費用の返済はどうなるのか」について、例を挙げてご紹介します。

●こんな場合の立て替え例

	初めに払う費用（着手金、実費等）	事件終了時に払う費用（報酬金）
500万円の損害賠償請求の訴訟	245,000円	現実に入手した金額の10%（税別）。500万円入手した場合は、50万円＋税金を弁護士の報酬とします。
債権者10名の自己破産申立	149,000円	原則ありません。

※上記はあくまで一例です。事件の結果・種類・難易・出廷回数などを考慮して決定します。

●このように返します 立て替えた費用は、毎月5,000～10,000円程度に分割してお支払いいただけます。**無利息**です。



法テラスなら弁護士・司法書士費用を
立て替えてくれます

法テラスの日 イベント報告

法テラスの法人設立日を記念し毎年4月10日を「法テラスの日」としていますが、この日の前後は全国各地でさまざまなイベントが開催されます。今回はその中から「法テラス山口」と「法テラス宮崎」で開催されたイベントを紹介します。

法テラス山口 平成23年4月17日(日) 13時30分～15時30分

法テラス設立5周年記念講演会

第1部 法テラス活用法
第2部 上手な相続について

山口市では、保護司や民生委員の方を対象に、設立5周年記念講演を行いました。第1部では3人のスタッフ弁護士が、「離婚」「債務整理」、そして「刑事事件」という3つの事例を紹介しながら、法テラスの業務内容とスタッフ弁護士の仕事について説明をしました。第2部では山口県弁護士会所属の沼田幸雄弁護士により、「上手な相続について」と題し、「遺言とは何か」「遺言の種類と書き方」などについて講演が行われました。当日の講演会には、保護司や民生委員の方々のほか、たくさんの方の皆さんにご参加いただきました。



パンフレット「相続問題 Q&A」では、相続に関する「よくある質問と答え」を紹介しています。本パンフレットは法テラスのホームページよりダウンロードできます

法テラス宮崎 平成23年4月8日(金) 14時～15時

スタッフ弁護士による民生委員総会での業務説明及び講演

〔高鍋町社会福祉協議会〕

宮崎県高鍋町では、スタッフ弁護士が地域で活躍される民生委員の方を対象に、法テラスの業務説明及び講演を行いました。講演会終了後、参加された民生委員の方々にアンケートをお願いしたところ、「公的な法人があることを知り、今後役に立つと思った」「参考になった。地区の会合などで高齢者の方にも分かりやすく説明したい」「消費者トラブルなどは早急に相談することが大切だと感じた」「できれば具体的な例を多くして長時間の研修をして欲しい」などの声をいただきました。



民生委員の方に向けたパンフレットでは、法テラスの紹介だけでなく、法的トラブルを抱えた方への法テラスの案内方法なども紹介しています

4月10日は法テラスの日 全国各地で講演会、法律相談会を開催

ほ法、なるほど。

三月に発生した巨大地震を東日本大震災と書くように、マスコミは、大きな社会事象に名前を付けます。重大な犯罪事件も同じく、名を持ちますが、災害や事故の命名に一定の方法があるのと違い、事件の名付け方はいろいろです。①事件の発生地②犯人とされた人の名③被害者の名④事件の内容から採るのが主な類型で、一つの事件が「神戸連続児童殺傷事件」「酒鬼薔薇事件」と複数の名で通る例もみられます。

さてここから本題、布川（ふかわ）事件の話です。二人の元無期懲役囚が得た再審無罪が先ごろ確定しました。再審はそれ自体が極めて稀な出来事なうえ冤罪・誤判に直結する深刻な社会問題をはらむため、再審事件はみな、重大な社会事象として名前を与えられます。布川事件は先にあげた類型の①にあたり、四十四年前に茨城県利根町布川の木工宅が襲われた強盗殺人事件です。

死刑囚が初めて再審無罪をかちとった免田事件（これは類型②です）がそうだったのと同様、布川事件も、警察が作った自白調書が有罪を決める証拠になりました。元無期囚の一人は、警察の調べは暴力こそなかったものの、無理で強引だったと話しています。

冤罪の防波堤を 頑丈に



法テラス理事
安岡崇志

神ならぬ人間が捜査をし裁判をするのだから、冤罪・誤判を完全になくするのは不可能かもしれせん。しかし、過去の失敗を振り返って原因を突き止め、同じ過ちを防ぐ手立てを講じれば、冤罪・誤判を減らすことはできるでしょう。布川事件を見れば、逮捕された被疑者を守り嘘の自白をさせないような手立てが必要なのは明らかです。

2006年10月に始まった、勾留中の被疑者に国選弁護人をつける制度は、嘘の自白をさせないための有力な手立てと期待できる、いわば冤罪の防波堤になりうる制度でしょう。頼りの防波堤が、東日本大震災の大津波で破壊されたようなものであってはいけません。制度を運営する法テラスと、国選弁護人になる弁護士の方々には、ともに防波堤を頑丈なものにする日々の努力が求められています。

被疑者国選弁護制度とは？

2004年の刑事訴訟法改正で導入され、2006年10月から施行されている被疑者国選弁護制度。従来は、起訴された「被告人」に対してのみ適用されていた国選弁護制度でしたが、起訴前の勾留段階の「被疑者」にも適用されるようになりました。

ちなみに、対象となる事件は、死刑または無期もしくは長期3年を超える懲役もしくは禁錮にあたる事件とされています。具体的には、殺人、傷害致死、強姦などの重大事件のほか、窃盗、傷害、詐欺などの事件を対象としています。

また、被疑者国選弁護事件の受理件数は、2008年7,415件、2009年61,857件、そして2010年は70,917件となっています。

新役員の紹介

本年度一部役員が退任し、2011年4月10日より新たな役員体制となりました。



理事長
梶谷 剛
弁護士（新任）



理事
大川 真郎
弁護士（再任）



理事
菅野 富瀬子
前東京家事調停協会
会長（再任）



理事
廣瀬 健二
立教大学大学院
法務研究科教授
（再任）



理事
安岡 崇志
元日本経済新聞社
論説委員（新任）



監事
羽田 悦朗
司法書士・
公認会計士（再任）



監事
藤原 藤一
公証人（再任）

★お知らせ 法テラスでは、役員の報酬及び職員の給与の水準等について公開しております。詳しくは法テラスホームページをご覧ください。
http://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/kouhyou_jikou/kyuuyo/

震災に便乗した詐欺にご注意!

3月11日に発生した東日本大震災後、この震災を悪用した詐欺事件が発生しています。
例えば、次のようなケースが報告されています。

- 日本赤十字などの団体名を名乗った義援金の振り込み詐欺
- 被害にあった家屋の所有者に法外な費用でリフォームを勧める行為
- 電力会社を名乗り「漏電をチェックする」と室内に上がり込み法外な料金を請求する行為
- 「行政から委託された」と偽り無許可でがれきの撤去を請け負い料金を請求する行為
- 「体内被爆に効く」と飲み薬を無許可販売 等々

誰でも被害者になる
可能性があります。
十分に注意してください。

法テラスは各種のご寄附をお受けしております。

ご寄附のお申し込み・お問い合わせは、法テラス本部または最寄の地方事務所へ

法テラス・サポーターズクラブ

法テラスの周知活動と寄附にご協力いただく応援組織です。「法テラスを応援したい」「法テラスをもっとたくさんの人に知ってもらいたい」という方なら1口1,000円以上の寄附で、どなたでもご入会いただけます。お申し込みは、法テラス・ホームページでも受け付けています。

個人の方からのご寄附、遺言によるご寄附、相続財産のご寄附、法人様からのご寄附

法テラスは、特定公益増進法人に指定されていますので、寄附をしていただいた方は、所得税、相続税、法人税の優遇措置を受けることができます。

しょく罪寄附

しょく罪寄附とは、覚せい剤取締法違反、贈収賄、脱税など被害者のいない刑事事件や、被害者に対する示談ができない刑事事件などの場合に、被疑者・被告人が事件への反省の気持ちを表すために公的な団体等に対して行う寄附です。裁判所により情状の資料として評価され、弁護人からも反省の気持ちを表すのに有効であるとの感想が寄せられています。

2010年度は、約1億4,000万円のご寄附をいただきました。

ご寄附のお申し込み・お問い合わせは、法テラス本部または最寄の地方事務所へ

【編集後記】

東日本大震災から4か月経ちました。様々な法律問題を抱えている方がたくさんいらっしゃいます。法テラスをご利用いただき早期解決ができるよう、広報誌を通して、更なる法テラスの認知度向上に努めていきたいと思っています。(K.N)

●本誌へのご意見をお寄せください。

法テラス本部総務課広報係
〒164-8721
東京都中野区本町1-32-2
ハーモニータワー8階
Eメール: koe@houterasus.or.jp



法テラスは、国が設立した公的な法人です。

法テラスとは、日本司法支援センターの愛称です。法律によってトラブル解決へと進む道を指し示すことで、相談する方々のもやもやとしたココロに光を「照らす」場という意味と、悩みを抱えている方々にくつろいでいただける「テラス」(さんさんと日が差し、気持ちの良い場所というイメージを持つ)のような場でありたいという意味を込めています。

■法テラス・サポートダイヤル



お な や み な し
0570-078374

IP電話・PHSからは03-6745-5600

■犯罪被害者支援ダイヤル



な く こ と な い よ
0570-079714

IP電話・PHSからは03-6745-5601

●平日 9:00～21:00 ●土曜日 9:00～17:00

■ウェブ検索

法テラス

検 索

メールマガジン配信中

法テラスのタイムリーな情報はメルマガ「ほうてらすPlus」で。パソコン版と携帯版、登録は無料です。

登録はホームページから ▶ <http://www.houterasu.or.jp>

法 テ ラ ス ク イ ズ

Q1 法律で認められている遺言の作成方法は3種類。間違っているのはどれでしょう?

1: 自筆証書遺言 2: 秘密証書遺言 3: 公正証書遺言 4: 公証筆記遺言

Q2 相続税に関しては申告及び納税が必要ですが、その期限は被相続人の死亡したことを知った日の翌日から〇〇以内となっています。正しいのはどれでしょう?

1: 1カ月以内 2: 10カ月以内 3: 12カ月以内 4: 18カ月以内

分かりましたか?

正解及び解説は法テラスのホームページまたは携帯サイトで!!

